

豊中市経営戦略会議設置要綱

(目的)

第1条 戦略的に「創る改革」を推進するため、豊中市経営戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 戦略会議は、次に掲げる事項について議論を行う。

- (1) 市政運営にかかる全体戦略に関すること
- (2) その他経営戦略に関すること

(会議の構成)

第3条 戦略会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市長とする。
- 3 副委員長は、都市経営部を担当する副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に定める者、別表第2に定める者をもって充てる。ただし、別表第2に定める者は、委員長が案件に応じ、必要な者を招集するものとする。

(会議)

第4条 戦略会議は、委員長が招集する。ただし、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明及び意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 戦略会議の事務局は、都市経営部経営戦略課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から実施する。

別表第1（第3条関係）

職名
副市長
都市経営部長
財務部長
総務部長

別表第2（第3条関係）

職名
教育長
病院事業管理者
上下水道事業管理者
部局の長
経営改革専門委員